長野県中野実業高等学校	電気科（全日制）	平成二十一年三月までの卒業者については従前のとおりとする
東京都立王子工業高等学校	電気科（全日制）	平成二十一年三月までの卒業者については従前のとおりとする
青森県立弘前工業高等学校	電気科（定時制）	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
奈良県立奈良工業高等学校	電気科（全日制）	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
奈良県立奈良工業高等学校	電気科（定時制）	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
北海道立正学園旭川実業高等学校	総合技術科電気コース（全日制）	平成二十三年三月までの卒業生については従前のとおりとする
長崎県立佐世保工業高等学校	電気科（定時制）	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
愛知工業大学名電高等学校	電気科（全日制）	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
工学院大学専門学校	工業専門課程第一部電気技術科及び第二部電気技術科	平成十九年三月までの卒業生については従前のとおりとする
学校法人東海大学九州東海大学	工学部電気電子システム工学科	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
立命館大学	理工学部第二部電気工学科	昭和四十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする
独立行政法人国立高等専門学校機構宮城工業高等専門学校	電気工学科（全日制）	平成二十一年九月までの卒業生については従前のとおりとする
安田学園高等学校	電気情報科（電気コース）（全日制）	平成二十年三月までの卒業生については従前のとおりとする
岩手県立釜石工業高等学校	電気電子科（全日制）	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○国土交通省告示第四百九十九号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十日

国土交通大臣　前原　誠司

三レ中「埼玉県さいたま市浦和区東高砂町二番五号」を「埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番四号」に、ツ中「千葉県松戸市本町十四番地一」を「千葉県千葉市中央区中央四丁目八番七号」に、ネ中「千葉県八千代市村上四千五百番地八」を「千葉県松戸市本町十四番地一」に、ヒ中「奈良県橿原市八木町一丁目六番一号」を「奈良県磯城郡田原本町大字阪手六百五十五番地二」に改める。

○防衛省告示第八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年五月十八日（予備、同月十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三二度二〇分一二秒
東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　北緯三一度四七分一二秒
東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦五隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年五月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒
東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒
東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒
東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒
東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒
東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒
東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦六隻

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十日

東北地方整備局長　青山　俊行

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年五月二十二日（予備、同月二十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年五月二十二日（予備、同月二十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。